

自治基本条例の骨格

1. 総論

(1) 条例の構造重視型か条例のストーリー重視型か

条例の構造重視型の自治運営を担う主体の役割、責務等が先のタイプ(川崎市・上越市)と条例のストーリー重視型の自治運営の基本原則に基づく制度等が先のタイプ(白老町・苫小牧市・ニセコ町)があり、順番が逆になる。(どちらでもないタイプが下川町)

2 各論

(1) 総則

- ① 条例の位置付け(最高規範性)を総則に入れるタイプ(川崎市)と外出し単独タイプ(下川町・白老町・苫小牧市・上越市・ニセコ町)がある。
- ② 基本理念と基本原則を総則に併記するタイプ(川崎市・上越市)と基本原則(のみ)を単独とするタイプ(下川町・白老町(基本理念と基本原則両方ある)・苫小牧市・ニセコ町)がある。

(2) 自治運営の基本原則に基づく制度等

- ① 選挙の扱い→白老町は情報共有に入れている。大多数は法律で規定しているのであえて触れない立場
- ② 「住民投票」を町民参加の一形態とするタイプ(下川町・白老町・苫小牧市・川崎市)と重要度から単独の章建とするタイプ(上越市・ニセコ町)がある。

(3) 自治運営を担う主体の役割、責務等

- ① 町民の中にコミュニティを入れるタイプ(白老町・川崎市)とコミュニティを単独章建てとするタイプ(上越市・ニセコ町)がある。または、全く記述しないタイプ(下川町・苫小牧市)もある。
- ② 町民に責務という表現をするタイプ(苫小牧市・川崎市・上越市・ニセコ町)責務と言わず役割とするタイプ(下川町・白老町)がある。
- ③ 議会の規定を詳細に記述しているタイプ(白老町・ニセコ町)と簡単な記述としているタイプ(下川町・苫小牧市・川崎市・上越市)がある。
- ④ 町長・職員の責務と行政運営を分離するタイプ(下川町・苫小牧市・上越市・ニセコ町)と統合タイプ(白老町・川崎市)がある。

(4) 国や他の自治体との関係

単独の章とするタイプ(下川町・川崎市・上越市・ニセコ町)と行政運営の中で扱うタイプ(白老町・苫小牧市)がある。

(5) 仮称市民自治推進会議(常設)

単独の章とするタイプ(苫小牧市)とないタイプ(下川町・白老町・上越市・ニセコ町)がある。

(6) 見直し

単独の章とするタイプ(上越市・ニセコ町)と最高規範とセットとするタイプ(白老町・苫小牧市)と規定がなしのタイプ(下川町・川崎市)